

あなたの仕事は

渋谷区公契約条例

が適用されています。

公契約条例とは

業務に従事する者の賃金の下限額を定め、労働条件の確保や事業の質の向上を図ることを目的とした条例です。



あなたの賃金を確認してください。

対象となる業務委託契約は？

○施設等の清掃業務 ○保育施設運営業務 ○給食調理業務です。

R7年度 下限額は 1,426円（1時間）です。

○賃金が下限額より低くないか確認してください。

○あなたの下限額が記載された労働台帳を閲覧することができます。



自分の賃金は下限額より低いかも・・・



もし、あなたの賃金が下限額を下回っていたら申し出てください。

（※申出等をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることはありません。）

調査・確認し条例違反の事実があれば差額を受け取ることができます。

申出先

受注者

発注者 〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1

渋谷区役所 総務部契約課契約係

☎03-3463-1423



渋谷区公契約
条例HP

